

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤枝市
条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実
施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した
事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。